

平成20年3月11日（火）

（午後2時8分 再開）

○議長（中上良隆君）休憩前に引き続き会議を開きます。

日程に従い、一般質問を行います。

順番12、1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）通告に従いまして一般質問させていただきます。

私の質問内容なんですけども、大規模災害時における初期医療体制と普通救命士（救急救命士）についてです。

1（1）一度に広範囲に被害をもたらす大規模災害時において、救急告示病院（市民病院、紀和病院、山本病院、伊藤病院）で治療でき得る人数についてお教えてください。

（2）橋本市地域防災計画に「災害のため医療機関が混乱した場合、関係機関の協力を得て、応急的な医療、救護、助産の救護活動を実施する」とありますが、ここでの関係機関とは何かお教えてください。

2、被災現地に派遣する医療救護班は、最大で一度に何チーム派遣できるのでしょうか。また、派遣までに必要な時間は。

3（1）初期救命において効果的なCPR、AED、それらの知識を身につけている普通救命士（救急救命士）の方々の人数（橋本市内）を、把握している範囲でお教えてください。そのうち市職員は何名おられるのか。

（2）普通救命士の資格を得ることができる講習は、定期的に行われているのでしょうか。また、さらなる普及のために市が行っていることは何かお教えてください。

（3）市職員の方全員が普通救命士の資格を取得するのはどうでしょうか。これは提案です。

以上です。

○議長（中上良隆君）1番 岡君の質問に対する答弁を求めます。

消防長。

〔消防長（大西洋二君）登壇〕

○消防長（大西洋二君）議員ご質問の3点目についてお答えします。

総務省消防庁の指針で、応急手当の普及啓発活動の推進に関する実施要綱が示されたことにより、本市消防本部は、平成9年から、市民及び市内に勤務する者を対象に普通救命講習を実施しております。内容は、応急手当の重要性、基本的心肺蘇生法、止血法で、3時間の講習で、受講者に修了証を交付しております。

また、平成16年7月1日に厚生労働省から、非医療従事者によるAED—自動体外式除細動器の使用が可能であるとの見解を受け、平成17年からAEDの使用法を講習に追加し、指導しております。

実施状況は、延べ実施回数は100回で、年平均10回、延べ受講者は1,864人です。そのうち市職員の受講者数は、平成17年までに実施回数11回、延べ203人の職員に実施しました。AEDの使用法が追加されてからは、平成18年に3回、平成19年に2回、普通救命講習を実施し、延べ79名が受講しております。

一般市民には、普通救命講習以外に、講習時間が3時間未満の応急手当講習を平成17年以降は計93回、3,714人に指導しています。応急手当の普及啓発活動の一環として、応急手当の指導者養成を、平成16年から3カ年で市内の小・中学校の教職員70名に応急手当普及員の講習を行い、資格を有していただき、学校関係者対象の応急手当講習において消防職員と協力して指導していただいております。

普通救命講習会の案内は、定期的に公募による案内と、各種団体等による申し込みをされた場合に随時実施しています。

今後も住民に対し、応急手当に関する正しい知識と技術の普及に資するべく積極的に取り組んでまいります。

以上です。

○議長（中上良隆君）企画部長。

〔企画部長（吉田長司君）登壇〕

○企画部長（吉田長司君）次に、市職員全体が普通救命の資格を取得すればどうかのご提案についてお答えいたします。

救命時においては、呼吸停止から人工呼吸、心肺蘇生が正確でいかに早く行えるかによって蘇生の割合が高くなること、また、橋本市地域防災計画では、市職員は日常業務を通じて積極的に防災対策を推進するとともに、災害発生時には率先して活動を行う責務を有しており、このため救助、救急活動などの災害時に必要な技能の育成に努めなければならないとしており、このため普通救命の講習会について、先の消防長の答弁でもありました消防本部主催のものとは別に、市民病院主催の講習会にも職員を参加させてきたところがあります。

今後とも、消防本部や市民病院との連携をより一層深め、職員の救急救命に対する知識と技能が高められるよう、講習会等への積極的な参加に向け努力してまいります。

○議長（中上良隆君）総務部長。

〔総務部長（中山哲次君）登壇〕

○総務部長（中山哲次君）続きまして、大規模災害時における初期医療体制のご質問にお答えをいたします。

まず、大規模災害時での被災患者受け入れ可能人数についてのおたただしでございますが、現在、和歌山県では、和歌山県救急医療情報システムを導入しております。災害時には、

このシステムにより救急告示病院のパソコンが反応し、ブザーが鳴ることになっており、その際、直ちに病院の現状を勘案し、受け入れ可能人数を入力することになっております。県では、この情報を総括の上、医師等の派遣、被災者受け入れの指示等を行うことになっております。

各病院では、日々刻々状況が変化しており、受け入れ可能患者数は増減いたしますが、橋本市民病院の現状では中・重症患者5名程度、紀和病院では中・重症患者2名程度、山本病院では内科系患者3人程度、伊藤病院では中・重症患者4人程度の受け入れが可能であります。ただし、大災害発生時では、そのときの医師数等により収容人数は変わってまいります。非常事態ということで、各病院では空室、オープンスペース等を利用して最大限の受け入れ態勢で対応してくれる旨の了解をいただいております。

次に、大規模災害発生時に橋本市災害対策本部が要請する関係機関についてであります。近隣府県、近畿地方医務局、日本赤十字社和歌山県支部、県病院協会、県医師会、県歯科医師会、県看護協会、県医薬品卸協会、県薬剤師会、自衛隊等でございます。

次に、本市に派遣してもらえ医療救護班チームであります。本市だけの局所的な災害時であれば、被害の規模に応じて医療救護班チームが派遣されることとなります。広域的な大規模災害時の発生においては、本市だけに派遣されることが困難な状況下になるのではと考えます。

議員おただしの具体的な派遣チーム数については、被害状況により決定されることとなりますので、具体的なチーム数についてはご答弁が難しい状況でありますので、ご理解のほどよろしく申し上げます。

また、受援に必要な時間でございますが、

主要幹線道路の被災により幹線道路が寸断された場合は、本市への到達時間は大幅におくることが予想され、具体的な時間の予測が困難であります。また、緊急時における輸送体制としては、県防災ヘリコプター、県警ヘリコプター、自衛隊等への要請を行うことにより、速やかな救命救援活動が実施できるよう最大限努めてまいりますので、よろしくご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君、再質問ありますか。

1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

最初の項目からなんですけども、物理的限界があるというのはわかっております。その中で少し気になるのが、この関係機関の中で、橋本市内だけではないんですけども、ほか開業されている医療機関の方とか、そういった関係の連帯はなされていないということによってよろしいのでしょうか。

○議長（中上良隆君）総務部長。

○総務部長（中山哲次君）橋本・伊都ということについては含まれてはおりません。ただし、防災計画の中でこの医療関係につきましては、県本部、それから橋本保健所にあるわけですけれども県支部がございまして、橋本市で災害等発生した場合は、市本部から県支部、橋本保健所と連絡をとりまして、県本部からの支援要請等、各県の医師会等への出動要請なり医薬品等の供給要請をしていただけるという仕組みになってございます。

以上です。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）ありがとうございます。

僕がこの質問で言いたかったことなんですけども、基本的には、物理的限界はどこかに必ずあるということ。それと、あと、その物

理的限界を超えてしようとする、お金のことも出てきますし、人員のことも出てきます。どっちを追っていても限界は見えてくると思うんです。

その中で、その限界を補助できるというか、僕ももちろん医師免許というのは持っていませんけども、唯一、初期の救命でできる医療知識というのと、人工呼吸、CPR、あとは止血等の話になってくと思うんです。実際、大規模災害が起こったときに、先ほどもお話、答弁でいただいたんですけども、3分以内でCPR、AEDを使用いたしますと、もちろん傷の内容等も異なりますけども、CPRの場合は3分以内ですと、障害が少し残ってしまう場合も含めてですけども約50%の蘇生率、AEDに関しては全く普通に社会復帰できる方が約70%、3分以内。AEDはそれだけ本当に画期的な医療器具だとは思いますが、それも物理的に限界があります。今、僕、大規模災害での話をしています。

そういった場合に、やはり頼らなければならぬのはCPRになってくと思うんです。もちろんAEDが家族に、各家庭に1台あれば申し分ないんですけども、もちろんそれは不可能な話ということは存じておりますので、このCPRというか普通救命士をもっと増員して、防災の中で一つの役割を担っていただけるように進めていきたいなと思ったので、質問させてもらったんですけども。

答弁いただいた中で、僕が思っていたよりもかなり講習をされているんだなというのが実感であったんですけども、ただ、他市と比べてしまうのはちょっと問題あるとは思いますが、岩出市さんの場合なんですけども、平成8年から平成20年度にかけて、普通救命士——救急救命士ですね——資格を取られた方が約6,000人。それで、もちろんこれ岩出市さんの場合は特別なんですけども、積極

的にこういった活動をされていると。和歌山県でも多い、いろいろ調べさせてもらったんですが、本当に飛びぬけた数字は実際出ているんです。

僕、この中で質問させてもうたんですけど、市の職員の方がほとんど普通救命の講習を受けられているんです。それは、まだ全員じゃないんです。パーセンテージ、はっきり向こうもわからないとおっしゃっていましたが、約60%弱。計画というか目標としては、今後二、三年の間には100%にしていきたいと。先ほどもご答弁いただいたんですけど、この応急というのと、また少し講習内容もちょっと深くて、普通救命士の場合はその他いろいろ全部、一般の初期救命に必要な知識というのを講習していただける。それを、普通救命の資格を取ることによって自覚を持てただくと。自分は普通救命士、救急救命士なんだと。災害時だけじゃないです。もちろん事故等いろいろ、心肺停止状態になったときに、自分は普通救命士なんだから人命救助に対して尽力したいと。そういう意識を持ってもらうためにも、この普通救命士の講習を受けていただいているみたいです。

僕、いろいろこう書いたんですけども、最終的に最後の質問になったんですけども、これから努力をされて、もちろん今も連携して努力されているのは重々わかるんですけども、普通救命にこだわっているわけではないんですけど、ただ、その普通救命士というその資格を取得するという明確な目的を持って、全員に対して防災という意識をもう一つ高められたら、橋本市の防災体制ももっとよりよくなるんじゃないかなと思って質問させてもらったんです。

それで、ぱっと走っちゃったんですけども、最後の、努力されているというのはもちろんわかるんですけども、普通救命士を全員取得

に向けてしていく上で、何か問題とかあるんですか。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）普通救命士というのは救急救命士のことでよろしいんですね。現在、橋本市でやっているのは、応急処置を含めた普通救命の講習を受けて修了しているというような形で、市としての資格を取っている方はなかったかというように考えてございます。いわゆる普通救命士と言われている救急救命士のことですね。それにつきましては別に支障があるということじゃなかったわけでございますけども、これにつきましては、現在280名ほど受けているのが、AEDの導入と同時に、配備して使わなければ何もなれへんやんかということで、17年からはAEDの入った講習ということで、講習の初めは9年からやってございますけども、基本的には普通救命講習ということで進めてきたわけで、理由というのは特にございません。

○議長（中上良隆君）今後の対応。これから。企画部長。

○企画部長（吉田長司君）議論もしなければいけないということで、ちょっと研究させていただきたいというように考えてございます。今後については、この場でどうしていきますということは明確に言えない状況でございますので、研究させていただきたいと思えます。

○議長（中上良隆君）消防長。

○消防長（大西洋二君）少し誤解を招いたかわかりませんが、救急救命士につきましては、うちの消防隊で救命士という形で応急手当を行うと。この辺については、特定行為ということで別に講習の研修があるわけです。また国家試験もあります。ただ、ここで議員が言われている普通救命講習会の修了につきましては、講習会を実施しているという形でございますので、その点をちょっと誤解のな

いようにご理解賜りたいと思います。

以上です。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）済みません。僕の説明がちょっと悪いみたいですね。申しわけない。

僕が言っているのは、3時間の講習を受けていただける普通救命士の資格のことを言っているんです。市民救命士ですね。資格というか、もらえるんですよ、こんな修了証。その修了証を皆さんで取得してはどうですかという。全職員の方がその修了証を。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）ちょっと誤解していましたが、普通救命士というのは資格じゃございませんので、修了証でございますので、そういう言い方をしたわけでございます。

ということで、現在、本庁で職員の4割弱が講習を受けてございますので、残りの方も受けられるような形で今後も計画していきたい。救急救命士については、ちょっとそういうことで問題があるのかなということで考えたわけでございます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）それで、今、普及員というお話出てきたんです。これは指導員と同じでよろしいんですかね。講習を3日間受けて、市民救命士の講習を教えることができる資格。資格と言うと誤解があるんですよ。そういう修了された方でよろしいんですかね。これは、それでよろしいんですか。

○議長（中上良隆君）消防本部次長。

○消防本部次長（森 正克君）応急手当普及員といいますのは、3日間の講習を消防本部で行いますのを受講していただいて、それが応急手当普及員。これは今言いましたように、3日間受けて、そして指導ができる。あと、指導員といいますのは1日8時間の講習。これについても普通救命の講習を指導できる資

格があります。当然うちの消防長が認定して、どこの消防長も同じなんですけど、修了証を交付して、指導できるとそういうふうになっております。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）それで、この提案のうちで、現状のままでしたら消防関係の方に負担が増えてしまうと。その3時間の講習を受けるにしても、消防関係の方の負担になってしまいますので。指導員、先ほどお話しいただきましたけども、24時間、8時間の講習を3日間受けなければいけないんですけども、その方を消防関係の方とは関係なく、市役所の各部署、全部署とは言いません。何人かつくっていただければ指導できると。市役所関係、消防の方がお忙しくても、その方がいらっしゃれば講習は受けられると。そういった形で、時間的にも余裕を見て計画を立てていけると思いますので、そういった方も増やしながら講習のカリキュラムなどをつくっていかれて、どんどん増やしていただきたいと思うんですけども。

○議長（中上良隆君）企画部長。

○企画部長（吉田長司君）職員でそういう指導員を置けば、それは理想かもわかりませんが。消防のほうと、病院のほうでも実施していただいております。そういうことで、病院、消防署含めまして、ちょっといろんな協議をいたしまして、基本的には消防、病院でお願いするような形でしていきたいなというように考えてございます。職員には職員のまた仕事がございますので、その辺伸ばしていきたいなというように考えてございます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番（岡 弘悟君）済みません。ありがとうございます。お仕事あるのは重々わかっているんです。お仕事を横に置いておいて僕はこの話をしているのではなくて、地震、大規

模災害関係なく、命の問題なので、できればそういった講習を早急に広めていきたいなとは思っています。

ただ、これからしていただけるというふうに解釈いたしましたので。解釈いたしましたけども、副市長、その辺、そう解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（中上良隆君）副市長、指名です。

副市長。

○副市長（清原雅代君）ただ今の分につきましては、できる範囲で前向きに取り組んでいきたいなと思います。

以上でございます。

○議長（中上良隆君）1番 岡君。

○1番(岡 弘悟君)できる範囲というのは、すべての方が取得、講習を受けられる方向で進めていただけるということで、期待して、期待してというか認識して、僕の質問を終わらせていただきます。

○議長（中上良隆君）これをもって、1番 岡君の一般質問は終わりました。